

社会人の学びを応援！

奨学生募集



今年度通信制大学等や
夜間の大学又は
県内の大学院に入学し
働きながら学ぶ方に

①入学金、学費等の2分の1を貸付します。

卒業後、市内企業に正社員として5年間勤務された場合には

②貸付した奨学生の返還が免除されます。

※詳しくは裏面を参照してください。

働きながら大学等で学ぶことは、新しい知識や技術などを仕事に活用したり、外部の人材と触れ合うことで生じる刺激（考え方）などから、新たなイノベーションを生み出したり、職場の活性化をもたらすことが期待されます。

例えば、人工知能AIや顔認証、高速通信技術の5G、分散型ネットワークなど、現在実用化が進んでいる技術についても一般化が進み、工学以外の分野でも活用が模索されています。

企業様からの応援(基金への寄附)について

この奨学金制度は、企業様などから寄せられた寄附により創設された「富山で働き・学ぶ生き方等応援奨学基金」を活用しています。

働きながら学ぶ意欲のある方を応援し、優秀な人材を育成する奨学金制度は、**地域経済に大きな利益をもたらすと共に、市内企業で人材が定着する効果**も期待されます。

現在、企業様からの応援（基金への寄附）を広く募っています。

制度の趣旨にご賛同をいただける場合には、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

富山市職業訓練センター

〒930-0916 富山市向新庄町1丁目14-40
☎076-451-7500 FAX076-451-0436

富山で働き・学ぶ生き方応援奨学資金貸付事業について

奨 学 金 名	富山で働き・学ぶ生き方応援奨学資金				
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市に住所を有する方 ・市内に事務所を置く企業等で勤務している方(入学時までに就業予定の者を含む) <p>※県内の大学院に入学した方については、就学のために勤務する企業等を退職又は休職した場合でも奨学生として申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納がない方 <p>※募集年度で新たに就学する方が対象となります。</p>				
要 件	<p>企業等に勤務する方（勤務予定の方を含む）で、以下の理由等により修学の意欲と能力を有する方に対し、授業料等の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の向上心に基づき新たな知識や技術の習得を志す方 ・職務上の必要により知識や技術の習得を志す方 ・学齢期に家庭の事情等により学習機会を得られなかつた方 ・非正規雇用として勤務しており、知識や技術の習得により正規雇用となることを志す方 など。 				
対象となる学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・通信制の大学、大学院、短期大学、専修学校（国内に限る） ・夜間大学（通学） ・県内の大学院（通学） ・本科生又は同等と認められる課程の履修生に限る 				
対象経費及び奨学金の額	<p>① 実際の支払額の1/2 ② 下記上限額以内 入学金 100,000円（入学時） 学 費 500,000円（年額） ※4年間で最大210万円</p>				
貸 付 期 間	正規の修業期間（大学（学士）の場合は4年間）				
免 除 要 件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">修 学</td> <td>学位等の取得（正規の修業年限×1.5の期間中に取得）</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">就 業</td> <td> 以下の要件を満たした場合に貸与金の全額を免除します。 ① 修了から1年以内に、市内に事務所を置く企業等に正規社員として就業（同一企業等に引き続き就業する場合を含む）すること ② 修了後の勤続期間として継続して対象企業等に5年以上勤務すること ③ 上記①②の期間中、富山市に継続して住所を有すること ※転勤等による市外事業所への転出、市外への転出は認めます。 </td> </tr> </table>	修 学	学位等の取得（正規の修業年限×1.5の期間中に取得）	就 業	以下の要件を満たした場合に貸与金の全額を免除します。 ① 修了から1年以内に、市内に事務所を置く企業等に正規社員として就業（同一企業等に引き続き就業する場合を含む）すること ② 修了後の勤続期間として継続して対象企業等に5年以上勤務すること ③ 上記①②の期間中、富山市に継続して住所を有すること ※転勤等による市外事業所への転出、市外への転出は認めます。
修 学	学位等の取得（正規の修業年限×1.5の期間中に取得）				
就 業	以下の要件を満たした場合に貸与金の全額を免除します。 ① 修了から1年以内に、市内に事務所を置く企業等に正規社員として就業（同一企業等に引き続き就業する場合を含む）すること ② 修了後の勤続期間として継続して対象企業等に5年以上勤務すること ③ 上記①②の期間中、富山市に継続して住所を有すること ※転勤等による市外事業所への転出、市外への転出は認めます。				
免 除 の 方 法	免除要件を満たした時点で貸付額を一括免除します。 ※途中退職等による一部免除（月割・年割等）はありません。				
返済猶予期間	<p>最長5年間（対象企業等に勤務している場合） 免除要件を満たす可能性がある場合に適用されます。 ※返済猶予期間は1年単位とし、在職確認により延長になります。 ※就職活動中（非正規雇用の方など）は1年間追加猶予ができます。</p>				
返 済 期 間	<p>修学を修了してから5年間（固定、無利息、均等払い） 返済猶予が適用されている期間は返済が猶予され、免除要件を満たした時点で貸付額が一括免除され返済は不要になります。 ※納期までに支払いを行わなかったときは、支払遅延に対し利息が発生します。</p>				
そ の 他	・他の奨学金及び給付制度等（減免含む）との併用を認めません。				